

令和2年度アイヌ政策推進交付金交付決定について
(交付決定日：令和2年4月1日)

市町村名	交付対象事業	交付決定額 (単位：千円)
北海道 札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ伝統的生活空間の再生 ・ アイヌ文化体験講座、イベントにおけるアイヌ古式舞踊の披露等 ・ アイヌ文化交流センターの展示物の充実、展示解説の多言語化等 ・ 町内会などを対象としたウポポイとアイヌ文化交流センターを巡る研修バスツアー ・ アイヌ文化に関連した新たな商品の開発 ・ 小中高生を対象としたアイヌ文化体験プログラム 	91,040
北海道 旭川市	<ul style="list-style-type: none"> ・ チセの補修技術を伝承するための補修体験 ・ 旭川市博物館におけるアイヌ語講座及び刺繍講座 ・ 旭川市民生活館におけるアイヌの刺繍、木彫及び料理の講習会 ・ 小中学校におけるアイヌの古式舞踊や楽器演奏を披露する音楽会 ・ 体験学習等で使用するアイヌ民族資料（レプリカ）の製作 ・ 旭川市博物館等における児童生徒向けアイヌ学習プログラム ・ アイヌ語地名表示板の設置等 ・ アイヌ文化を体験できる「アイヌ文化ふれあいまつり」 ・ アイヌ文化関連スポットを外国人観光客等に紹介する観光モデルコースの開発 ・ 「こたんまつり」や「冬まつり」におけるアイヌ文化の発信 ・ 旭川市民生活館及び近文生活館の改修 	18,992
北海道 室蘭市	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ文化に関する一般市民向け講演会や展示会、体験学習会等 ・ 室蘭市イタンキ生活館の改修及びアイヌ文化財展示室の設置 	51,934
北海道 釧路市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生 ・ アイヌ文化体験及びアイヌアート展示のためのオンネチセの改修 ・ アイヌ文化ガイドのプロモーション等 ・ アイヌ文様デザインの作成及び知的財産としての管理 ・ WEBや動画作成を通じた若手アーティストのプロモーション ・ アイヌ文化を国内外に発信するプロモーション ・ 冬期観光イベント「氷上フェスティバル」においてアイヌ音楽等を披露 ・ 阿寒湖アイヌ工芸の大型木彫作品を制作する技術を次世代に継承 ・ 釧路市立博物館におけるアイヌ文化の体験型ワークショップ等 ・ 釧路市動物園における動物とアイヌ文化との関わりを理解するための施設整備（基本計画） ・ アイヌの高齢者が保有する文化知見（古式舞踊、工芸、儀式等）を保存・継承 	197,480
北海道 帯広市	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ古式舞踊の披露、アイヌ料理等の体験交流 ・ アイヌ民族文化情報センター「リウカ」のリーフレット制作 ・ アイヌ古式舞踊の魅力向上を図り、観光コンテンツ化 	3,852
北海道 苫小牧市	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌの伝承技術等を学ぶ講習会（刺繍・木彫等） ・ ニュージーランドでアイヌ古式舞踊等を披露し、先住民族と交流 ・ 苫小牧市美術博物館に音声ガイダンス付きデジタル画面解説機器を導入 ・ 苫小牧市生活館の改修 	5,060
北海道 根室市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根室市歴史と自然の資料館におけるアイヌ文化関係展示の拡充 	5,950

市町村名	交付対象事業	交付決定額 (単位：千円)
北海道 千歳市	<ul style="list-style-type: none"> ・ アラスカ州アンカレジ市を訪問し、先住民族と交流 ・ アイヌ文化普及啓発イベント ・ サケのふるさと千歳水族館におけるサケとアイヌ文化の関わりを紹介するコーナーの整備等 ・ 道の駅サーモンパーク千歳におけるアイヌ文化をテーマとした体験・学習イベント ・ 新千歳空港や道の駅等における千歳アイヌ文化の情報発信 	28,942
北海道 登別市	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ関連絶版図書の収集、郷土資料のデジタル化等 ・ ウポポイ経由（登別温泉～ウポポイ～新千歳空港）の都市間バスの運行 ・ JR登別駅前に情報発信拠点施設の整備（実施設計） ・ アイヌ文様を活用した商品デザインの考案 ・ サイパンを訪問し、先住民族と交流 ・ 鉄南ふれあいセンターの生活館機能を維持するための改修 	65,590
北海道 恵庭市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中高生がアイヌ文化を学び、ニュージーランドで先住民族と交流 	4,547
北海道 伊達市	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ文様刺繍講座 ・ 市民を対象としたウポポイを訪問する研修バスツアー ・ だて歴史文化ミュージアムにおけるアイヌに関する特別展示をPR ・ アイヌ高齢者を中心に「阿寒まりも祭り」やアイヌ関連施設を訪問する研修バスツアー 	2,051
北海道 八雲町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部生活館の改修及び館内にアイヌ文化図書スペースを設置 	23,396
北海道 豊浦町	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌの伝統的儀礼の開催場所である礼文華海浜公園の再整備（基本設計等） ・ アイヌ文化に対する関心を高めるための松浦武四郎ミュージカル公演 ・ 生活館を拠点としたアイヌ文様ラッピングバスの運行 ・ 礼文華生活館の改修 	44,708
北海道 白老町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生 ・ アイヌ文化の継承のための人材育成（伝統手工芸の担い手等） ・ 小中学校におけるアイヌ文化体験及び地場産品を活用した郷土給食 ・ ウポポイ来場者の円滑な受入環境整備のための町民入場料支援 ・ 町内高校に在学する全生徒を対象としたウポポイでの体験学習 ・ ウポポイやアイヌ文化をPRするためのプロモーション ・ JR白老駅北口でのウポポイとアイヌの町白老をPRするロングランイベント ・ ウポポイ来場者の急病人対応のための医療体制の整備 ・ ウポポイ～白老駅～仙台藩陣屋などアイヌ関連施設循環バスの運行 ・ ウポポイ来場者の利便性確保のためのJR白老駅臨時改札の運営 ・ 小中学校の継続的な学力向上を目的とした学習支援員の配置 	162,125
北海道 洞爺湖町	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ文化コミュニティ活動支援バスの運行 ・ 洞爺湖文化センターにおけるアイヌ文化と町との関わりやクイズ形式の映像の上映等 ・ 本町生活館の建替えによるアイヌ民族共生拠点施設の整備 	251,454
北海道 むかわ町	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌに関する文化公演会 ・ 多機能型生活館としてイモッペ生活館(仮称)を整備 	207,641

市町村名	交付対象事業	交付決定額 (単位：千円)
北海道 平取町	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ工芸体験（木彫や織物、レーザー彫刻などの体験メニュー等） ・アイヌ語教室（子どもの部及び成人の部） ・アイヌ文化等の講師を小中高校に派遣し、授業を実施 ・イオル再生（アイヌ文化継承者の育成、他の地域への自然素材の供給等） ・アイヌの伝統的家屋（チセ）及び伝統的付属施設の改修 ・アイヌ文化の理解を深めるための松浦武四郎ミュージカル公演 ・イランカラプテ音楽祭in平取 ・町民を対象としたアイヌ文化や歴史などを学ぶ講座（シシリムカ文化大学） ・博物館が所蔵する民具に関する台帳の作成 ・アイヌ文化＋食や温泉といった観光コンテンツを回遊してもらう仕組みのPR ・アイヌ工芸品の知名度向上のため、都市圏に期間限定でアンテナショップ開設 ・アイヌ文様ラッピングを施したバスを生活館等を拠点に運行 ・21世紀・アイヌ文化伝承の森プロジェクト（国有林野内での育成状況の調査等） ・荷負本村生活館の改修 ・中学生及び平取高校生を対象とした公営塾の運営 ・ニュージーランドの先住民と相互交流 	168,999
北海道 新ひだか町	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生 ・アイヌ文化を活用したビジネス展開に係るアクションプランの策定 ・生活館の集約化及び改修 	78,642
北海道 上士幌町	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ伝統的生活空間の環境整備のため、イオルの森散策路を草刈り 	656
北海道 釧路町	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ通人吉良平次郎のアニメーション等の制作 ・アイヌ語由来の難読地名解説看板の設置等 	15,085
北海道 弟子屈町	<ul style="list-style-type: none"> ・屈斜路コタン地区アイヌ文化等拠点の整備（基本計画） ・屈斜路コタンアイヌ民俗資料館への案内看板の設置 ・屈斜路コタンアイヌ民俗資料館の展示資料の多言語化等 	16,241
北海道 白糠町	<ul style="list-style-type: none"> ・チャシ跡などアイヌゆかりの場所をアイヌ伝統文化空間として整備（実施設計） ・白糠アイヌの伝承拠点を巡るモニターツアー ・小学生の放課後学習サポート及び白糠高校生を対象とした公営塾の運営 	66,712
北海道 標津町	<ul style="list-style-type: none"> ・標準遺跡群とその周辺の文化財群の総合的な活用のための調査 ・アイヌの歴史文化を学ぶミュージカル公演やイベント等 ・アイヌ文様ラッピングバス及びワゴンの運行 ・アイヌ文化にまつわる観光ルート構築のための観光動向調査 ・観光客への貸出等に活用するアイヌ衣装のレプリカの制作 ・国指定史跡カリカリウス遺跡の遺構分布図の作成 ・ポスターやパンフレットなどのアイヌ文化PR資料の制作 	50,335
三重県 松阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・「武四郎まつり」でのアイヌ古式舞踊の披露等 ・「松浦武四郎記念館」のリニューアル（基本設計等） 	2,548
合計		1,563,980

(注1) 令和2年度予算は2,000,000千円
このほか令和元年度予算の繰越額が267,156千円あり、
執行可能額は合わせて2,267,156千円

(注2) 今後の予定
5月下旬に第2回の交付決定、7月中旬に第3回の交付決定を予定

令和2年度 アイヌ政策推進交付金交付市町村

道外市町村
松阪市（三重県）

旭川市

札幌市

恵庭市

千歳市

苫小牧市

豊浦町

洞爺湖町

八雲町

伊達市

室蘭市

登別市

白老町

上士幌町

弟子屈町

標津町

釧路市

根室市

白糠町

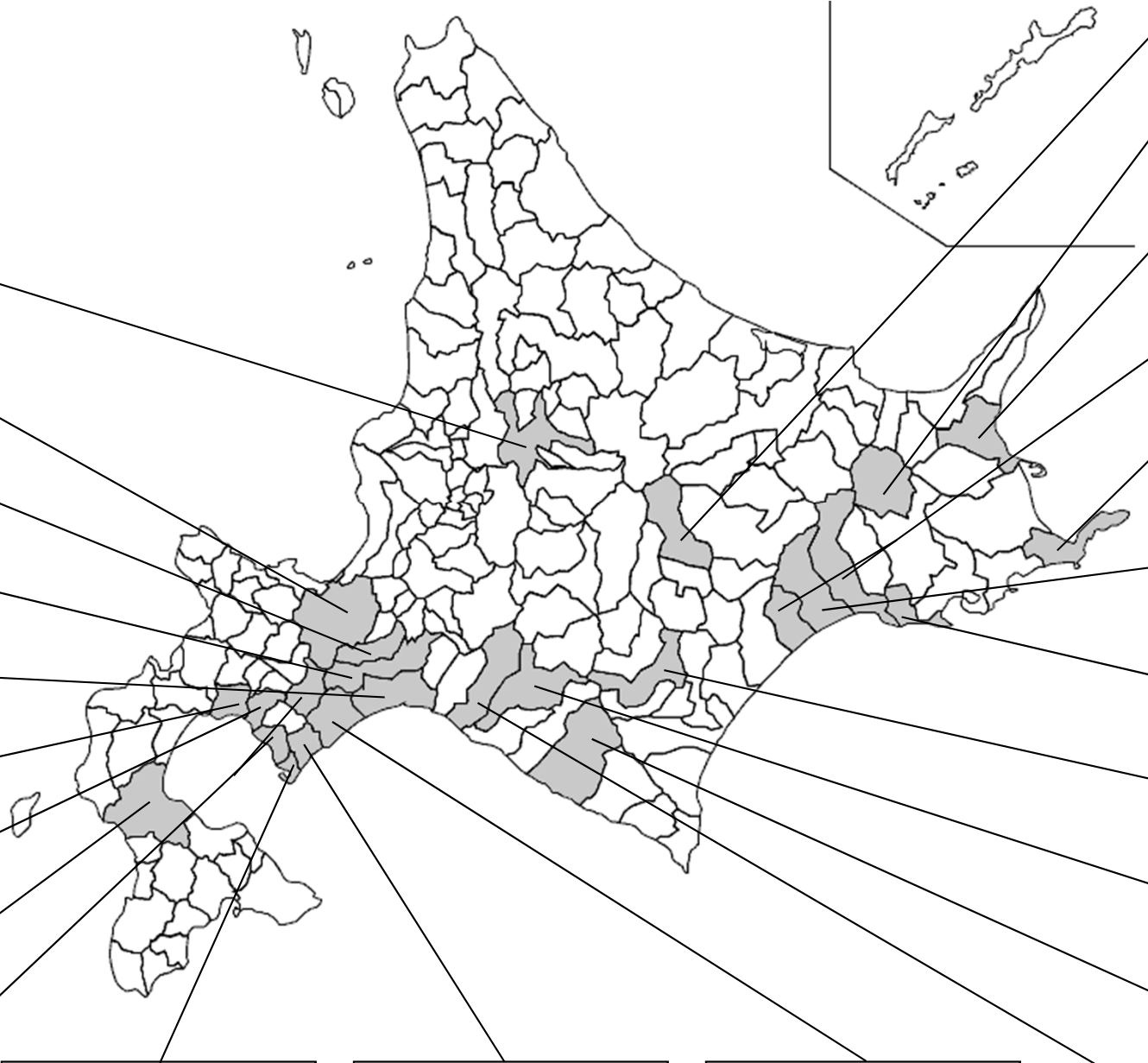
釧路町

帯広市

平取町

新ひだか町

むかわ町



＜参照条文＞

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
(平成三十一年法律第十六号)(抄)

(アイヌ施策推進地域計画の認定)

第10条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき(当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して)、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(以下「アイヌ施策推進地域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 アイヌ施策推進地域計画の目標

二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項

イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

ホ その他内閣府令で定める事業

三 計画期間

四 その他内閣府令で定める事項

3 (略)

4 第二項第二号(ニを除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。)において採取する事業に関する事項を記載することができる。

5 前項に定めるもののほか、第二項第二号(ニを除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法(以下この項において「儀式等」という。)の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第三項に規定する内水面をいう。)において採捕する事業(以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号(ハに係る部分に限る。)に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業(以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。

7～8 (略)

9 内閣総理大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度

寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10～14 (略)

(認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更)

第 11 条 市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)

第 15 条 国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。